

受講資格

- | | |
|----|--|
| 1 | 消防法17条の6に規定する消防設備士で、消防用設備等の工事、整備又は点検について3年以上の実務の経験を有する者 |
| 2 | 消防法施行規則第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者で、消防用設備等の点検について3年以上の実務の経験を有する者 |
| 3 | 消防法第8条第1項に規定する防火管理者として選任された者、3年以上の実務の経験を有する者 |
| 4 | 消防法施行令第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習又は同項第2号イに規定する乙種防火管理講習の課程を修了した者で、防火管理上必要な業務について5年以上の実務の経験を有する者（前3に掲げる者を除く。） |
| 5 | 建築基準法第5条第1項に規定する建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、建築主事又は確認検査員として2年以上の実務の経験を有する者 |
| 6 | 建築基準法施行規則第6条の6の表の（1）項の（は）欄に規定する特定建築物調査員で、特定建築物の調査について5年以上の実務の経験を有する者 |
| 7 | 建築基準法施行規則第6条の6の表の（2）項の（は）欄に規定する建築設備検査員で、建築設備（昇降機を除く。）及び防火設備（同表の（2）項の（ろ）欄に規定する国土交通大臣が定めたものに限る。）の検査について5年以上の実務の経験を有する者 |
| 8 | 建築基準法施行規則第6条の6の表の（3）項の（は）欄に規定する防火設備検査員で、防火設備（前号の防火設備を除く。）の検査について5年以上の実務の経験を有する者 |
| 9 | 建築士法第2条第2項に規定する1級建築士又は同条第3項に規定する2級建築士で、建築物の設計若しくは工事監理又は建築工事の指導監督について5年以上の実務の経験を有する者 |
| 10 | 建築士法施行規則第17条の18に規定する建築設備士で、5年以上の実務の経験を有する者 |
| 11 | 市町村の消防職員で、火災予防に関する業務について、1年以上の実務の経験を有する者 |
| 12 | 市町村の消防職員で、5年以上の実務の経験を有する者（前記11に掲げる者を除く。） |
| 13 | 市町村の消防団員で、8年以上の実務の経験を有する者 |
| 14 | 建築基準法第2条第35号に規定する特定行政庁の職員で、建築行政に関する業務（防火に関するものに限る。）について5年以上の実務の経験を有する者 |